

鳥取県消防ポンプ操法大会の結果について

総務課

1 事業概要

琴浦町消防団第3分団（浦安地区）が出場し、第3位に入賞しました。
昨年度は準優勝で2年連続の入賞となります。

2 経過

6月 3日（日）琴浦町消防ポンプ操法大会（JAカントリーエレベータ横）

優勝 第3分団A

準優勝 第5分団

上位2チームが東伯郡消防ポンプ操法大会出場

6月17日（日）東伯郡消防ポンプ操法大会（会場：倉吉防災センター）

優勝 北栄町消防団 第4分団（亀谷地区）

準優勝 琴浦町消防団 第3分団

上位2チームが鳥取県消防ポンプ操法大会出場

7月 1日（日）鳥取県消防ポンプ操法大会（会場：倉吉防災センター）

優勝 米子市消防団 夜見分団

準優勝 北栄町消防団 第4分団

第3位 琴浦町消防団 第3分団

優勝した米子市は、10月に富山県で開催される全国消防ポンプ操法大会に出場します。

鳥取県消防ポンプ操法大会の様子



第3位に入賞した琴浦町消防団
第3分団（浦安地区）



行方不明者の捜索について

総務課

1 事業概要

6月28日(木)花見町在住の90代女性が行方不明となり、琴浦大山警察署と琴浦町消防団で捜索し、無事発見されました。

2 経緯

- ・6月28日(木) 昼頃 自宅で目撃を最後に行方不明
- ・19時49分 琴浦大山警察署から役場総務課に連絡がありました。
- ・20時13分 臨時放送 防災行政無線で住民に情報を伝えました。
- ・20時30分 琴浦町消防団員が捜索開始
(団長、副団長、赤碕地区団員 合計38名)
- ・21時14分 無事発見されました。

3 その他

発見者は、教育総務課 主事 高見和弥

7月20日に琴浦大山警察署長から感謝状が授与されました。

町有施設のブロック塀等の点検について

総務課

1 事業概要

6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震に係る被害で、大阪府の小学生がブロック塀の下敷きになり、亡くなったことを受け、町有施設のブロック塀等を緊急に点検しました。

危険と思われるブロック塀は以下のとおりで、カラーコーン等で注意喚起しています。

亀裂があったり、建築基準法に適用していないブロック塀やその他の危険と思われる箇所の点検を業者に依頼しました。

2 町有施設のブロック塀等（19箇所）

番号	該当箇所	備考
1	お試し住宅	ブロック塀
2	東桜ヶ丘地区会館	ブロック塀
3	赤碕中学校（体育館前水飲み場付近）	ブロック塀
4	八橋小学校（プール）	ブロック塀
5	浦安地区公民館（西側）	ブロック塀
6	無儘庵	ブロック塀
7	赤碕小学校（プール）	ブロック塀
8	成美地区公民館（北側駐車場）	ブロック塀
9	町道立子大熊線（下中村）にあるブロック塀	ブロック塀
10	赤碕中学校（体育館西側付近）	その他
11	赤碕中学校（部室棟）	その他
12	赤碕中学校（部室棟渡り廊下）	その他
13	堆肥舎	その他
14	出上共同出荷所	その他
15	下伊勢畜産団地	その他
16	聖郷小学校（プール付属施設）	その他
17	船上小学校（プール入り口のアーチ）	その他
18	船上小学校（シャワーのコンクリート壁）	その他
19	船上小学校 （校舎西北向のガラス部分と時計）	その他

1 事業概要

6月18日の大阪北部を震源とする地震並びに7月豪雨で甚大な被害を受けた被災地に応援職員を派遣しました。

2 派遣の詳細

○大阪北部を震源とする地震

- ・派遣先 大阪府箕面市
 - ・派遣期間 7月2日(月)から7月6日(金)の5日間
 - ・派遣職員 総務課 専門員 東原辰哉
町民生活課 主任 荒井猛 以上2名
 - ・従事内容 住家の被害認定業務 27件
- ※4日(水)からは、大雨警報が発令されたため資料整理等の業務を行いました。

○7月豪雨(広島県)

- ・派遣先 広島県呉市
- ・派遣期間 7月21日(土)から8月10日(金)まで
- ・派遣職員 第1陣(7月21日から25日まで)
総務課課長補佐 住吉康弘、上下水道課主事 入江佳吾
- 第2陣(7月29日から8月2日まで)
町民生活課主任 荒井猛、税務課主事 西村蓮
- 第3陣(8月2日から6日まで)
上下水道課主事 池本貴生、税務課主事 田口彩
- 第4陣(8月6日から10日まで)
建設課主査 浪花慶、農林水産課主事 田鍬和孝
- ・従事内容 住家の被害認定業務

○7月豪雨(岡山県)

- ・派遣先 岡山県倉敷市
- ・派遣期間 7月22日(日)から25日(水)まで
- ・派遣職員 総務課主事 福田真幸
- ・従事内容 避難所運営支援業務

3 予備費からの充用額 795,300円

日当、宿泊日当、旅費

7月豪雨被害等について

総務課

1 事業概要

7月5日からの豪雨により第1配備体制をとった。3施設を自主避難所として開設し、2名が避難されました。

避難準備情報等は発令していません。

7月5日(木) 12時30分 大雨警報(土砂災害)発令

22時20分 大雨警報(土砂災害)解除

7月6日(金) 10時30分 大雨警報(土砂災害)発令

7月8日(日) 10時23分 大雨警報(土砂災害)解除

○自主避難所

自主避難所名	開設	閉鎖	避難者
以西地区公民館	5日 17時05分	5日 22時25分	0
	6日 17時00分	7日 14時00分	2
下郷地区公民館	5日 17時05分	5日 22時25分	0
	6日 17時00分	7日 14時00分	0
古布庄地区公民館	5日 17時05分	5日 22時25分	0
	6日 17時00分	7日 14時00分	0

※避難者 以西地区公民館に2人(70歳女性、45歳男性)

いずれも7日(土)午前中に帰宅されました。

2 予備費からの充用額 450,000円

職員時間外勤務手当

3 被害状況(7月20日現在)

町内 農地2件、農業用施設1件、町道法面の崩れ3件

県内 住家被害 一部損壊3棟、床上浸水7棟、床下浸水54棟

農林水産関係被害 891,106千円

公共土木施設被害 8,605,875千円

4 災害支援

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」が開始した「被災地支援パートナーシップ」に参画しました。

これにより、8月末までに琴浦町に寄せられた寄附金のうち、3%をふるさとチョイスを通じて、被災された自治体に寄附します。

財産区の消滅手続等について

総務課

1 財産区とは

- ・ 昭和 28 年度の市町村合併の際、旧町村の財産区を新町に引き継がずに旧町村の区域の所有として残すために財産区が設置されました。
- ・ 財産区は、町の一部ですが、町とは別個の独立した法人格をもつ特別地方公共団体に該当します。
- ・ 財産区の権能は、所有する財産、公の施設の管理、処分、廃止に限られます。

2 財産区の消滅

- ・ 財産区は、その財産を全て処分し、財産を有しないことになれば自動的に消滅します。このため、財産がある以上は消滅できないものです。
- ・ 消滅にあっては、手続は不要となっていますが、琴浦町財産区管理条例より該当する財産区を削除する改正と特別会計条例から該当する会計を削除する改正が必要になります。
- ・ 現在、各財産区を名義人とする土地が存在しており、これらの財産の処分（自治会等への譲渡・売買等）が完了しない限り、消滅はできません。
- ・ 土地を自治会名義として所有・登記するためには、自治会が認可地縁団体となることが必要であり、所有権移転が可能な土地について、順次進めているところです。

3 財産区管理会の役割

- ・ 財産区管理会は、財産区の運営について地域住民の意思を反映させるための機関として設置されるものです。
- ・ 財産区管理会は、7人以内の管理委員で組織され、非常勤の特別職にあたります。（自治法 296 の 2②）
- ・ 財産区管理委員は、非常勤職員のため、町議会議員との兼職は可能です。（自治法 92 条②）
- ・ 財産区管理会は、琴浦町財産区管理条例第 9 条に規定する事項を審査し、同意します。なお、主な同意事項は、次のとおりです。（自治法 296 の 3①）
 - (1) 財産又は営造物の全部の処分
 - (2) 植林、伐採、間伐等の管理計画を定め又は変更すること
 - (3) 売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶこと。
 - (4) 毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。

4 議会と財産区の関係

- ・ 執行機関である町長と、議決機関である議会の関係は、財産区においても町と同様です。
- ・ 予算、決算については、議会議決のほかに管理会の同意が必要であるため、運用としては、管理会での同意を得た後に、上程することが一般的です。
- ・ 管理会委員を議員が兼職した場合、予算、決算の議決に当該議員が加わるようになりますが、地方自治法 117 条に規定する「自己の従事する業務に直接の利害関係のある議事」にはあたらないものと考えています。

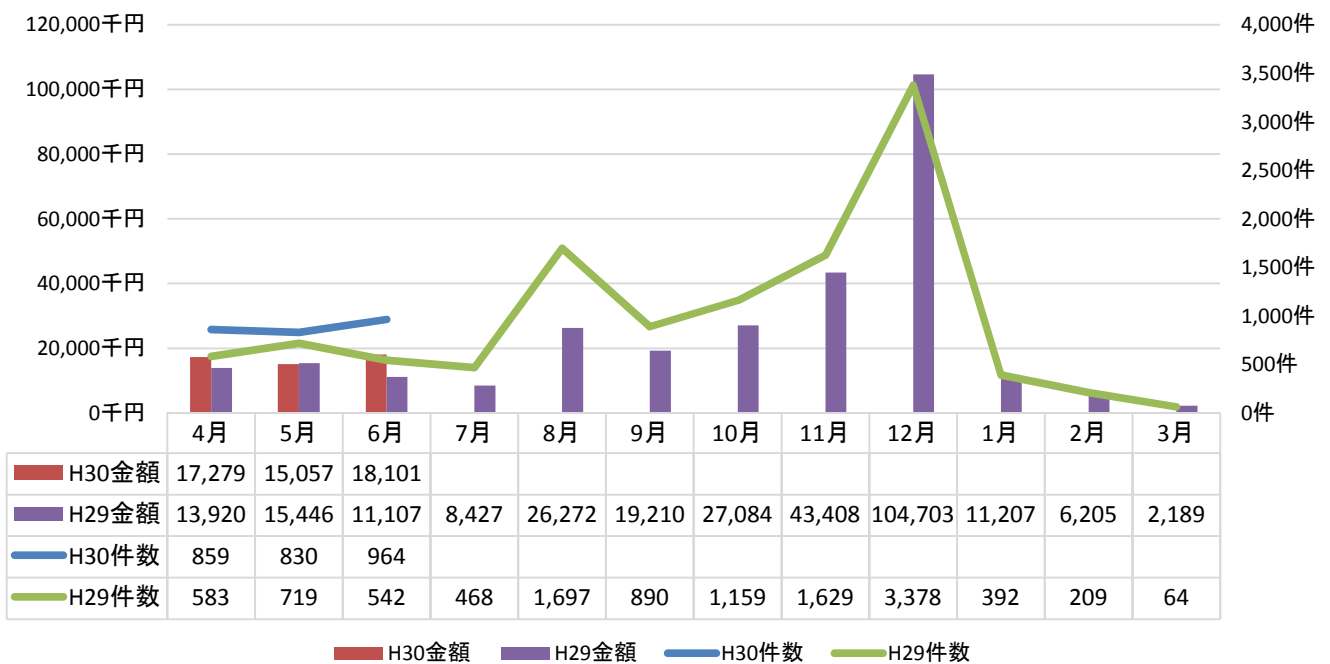
ふるさと納税の状況について

総務課

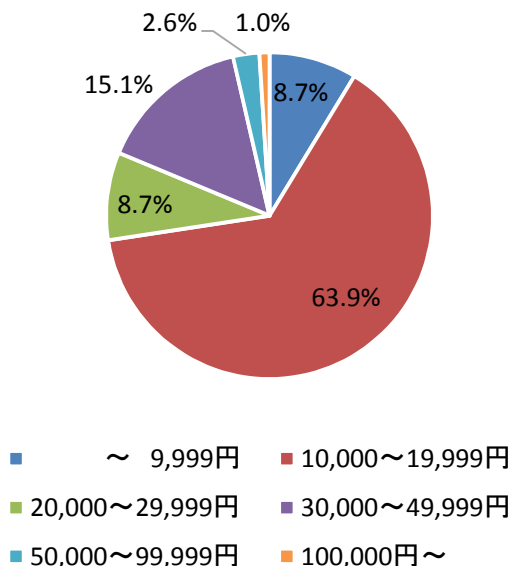
1. 寄附状況と傾向

年度	寄附件数	寄附金額	備考
平成30年度(6月末)	2,653	50,437千円	19.0千円／件
平成29年度(6月末)	1,844	40,473千円	21.9千円／件
対前年度比較	809	9,964千円	-2.9千円／件
対前年度比率	143.9%	124.6%	86.8%

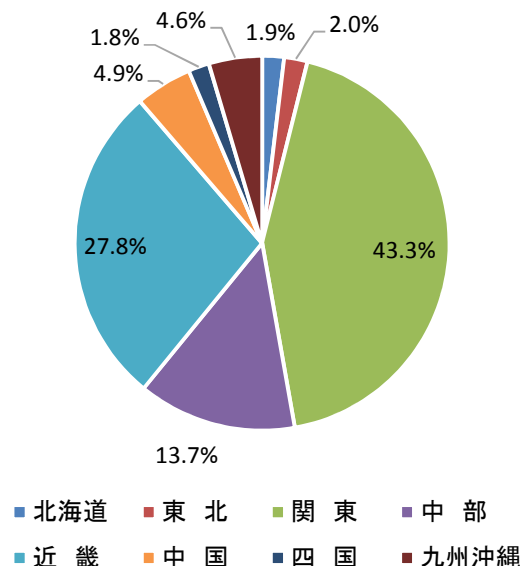
月別寄附金額と件数の推移



寄附金額の構成



地域別構成



2. 寄附金の使途指定状況

寄附金の使途	件数	件数(%)	金額	金額(%)
自然環境保全事業	693	26.1%	13,220千円	26.2%
次世代育成事業	835	31.5%	15,419千円	30.6%
高齢者福祉事業	145	5.5%	2,379千円	4.7%
地域活性化事業	163	6.1%	3,255千円	6.5%
使途指定なし	817	30.8%	16,164千円	32.0%
合計	2,653	100.0%	50,437千円	100.0%

3. 記念品の申込件数上位10件

品名	件数	件数(%)
二十世紀梨	694	20.7%
がぶりこ西瓜	371	11.1%
「琴浦のおもて梨」リレーセット	337	10.1%
シャインマスカット「ワルツのしらべ」	251	7.5%
種なしピオーネ「ワルツのしらべ」	105	3.1%
フレッシュブルーベリー	103	3.1%
新甘泉	94	2.8%
エリザベスメロン	90	2.7%
松葉がに(ボイル)2枚【年内配送】	81	2.4%
紅ズワイガニ(ボイル)6枚	70	2.1%
上記以外	1,155	34.5%
記念品合計	3,351	100%

※複数の記念品選択があるため、申込件数とは対応しません。

4. 事業者のポータルサイトへの加入状況

ポータルサイト	事業者数	記念品数	備考
ふるさとチョイス	32	125	H25年12月～募集開始 全事業者・記念品を登録
【新】さとふる	5	18	H30年6月1日募集開始 6月寄附実績:213千円/23件
【新】楽天ふるさと納税	4	23	H30年7月11日募集開始

【課題】説明会を開催し、さとふる・楽天ふるさと納税への加入を促しましたが、加入事業者が少ない状況です。

【原因】さとふる・楽天に関しては発注等の業務を各サイトに委託しており、発注者によって発注および発送方法等が異なるため、業務が複雑になり対応できない事業者が多い様です。

【対応】加入した事業者の実績について情報を共有し、加入につなげていきたいと考えています。